



令和7年5月28日

館林市立学校適正規模・適正配置審議会 会長 様

館林市教育委員会

館林市立学校適正規模・適正配置等について（諮問）

館林市立学校適正規模・適正配置審議会規則第4条の規定により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

記

- 1 学校の適正な規模に関すること。
- 2 学校の適正な配置に関すること。
- 3 その他、教育委員会が必要と認めること。

（諮問理由）

本市の児童生徒数について、児童数は昭和33年度に、生徒数は昭和36年度をピークに大幅に減少してきています。また、住民基本台帳を基にした児童数及び学級数の推計によると、今後5年間のうちに小学校11校中7校が12学級未満となり、そのうち、小学校2校は1学年1学級、1校は複式学級の3学級となることが予測されています。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けていくことが重要です。しかし、学校の小規模化により、教育環境や学校運営などに様々な課題が生じることが懸念されています。

また、一方では学校施設の老朽化に伴う大規模改修または建て替え等の対応について、限られた財源を有効活用して、計画的に進めていくことが必要になってきます。

これらの状況を踏まえ、本市においては、児童生徒のより良い教育環境を確保し、質の高い教育を維持継続していくため、学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定を計画しています。

つきましては、館林市立学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくり等について、今後の教育環境の変化等も考慮しながら、幅広い視点から答申いただきたく、ここに諮問するものです。